資料３

国土交通省
首都直下地震対策計画
新 旧 対 照 表

令和８年 11 月

○国土交通省　首都直下地震対策計画対策計画修正新旧対照表　　**令和８年11月２日（下線は改正部分）**

修正前	修正後
第３章　首都直下地震発生時における応急活動計画 ３－８　被災者・避難者の生活支援 （５）被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR 賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。 （略） 第４章　首都直下地震の発生に備え戦略的に推進する対策 ４－４　迅速な復興・より良い復興への備え （略） ・地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を内閣府等の関係府省と連携して支援する。 （略）	第３章　首都直下地震発生時における応急活動計画 ３－８　被災者・避難者の生活支援 （５）被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR 賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、防災庁等の関係省庁と連携して支援する。 （略） 第４章　首都直下地震の発生に備え戦略的に推進する対策 ４－４　迅速な復興・より良い復興への備え （略） ・地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を防災庁等の関係省庁と連携して支援する。 （略）

以上